

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

中小企業等経営強化法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和元年七月十六日から施行することとした。